

中小企業退職金共済掛金補助金制度のご案内

能登町は、勤労者の福祉の増進と雇用の促進・安定を図るため、退職金共済制度へ加入している事業者に対し、支払った掛金の一部を補助します。国からの助成金と併用して受けることができます。

■ 対象となる共済制度

中小企業退職金共済

(加入方法については、中小企業退職金共済HPをご覧ください)

■ 対象となる事業者

町内に事業所を有する事業者で、次のいずれにも該当するもの

- (1) 1年以上同一事業を営んでいること
- (2) 雇用する従業員を新たに被共済者とし、退職金共済契約に基づく掛金を、当該契約を締結した日の属する月から起算して12か月分を納付していること

(令和5年度補助対象となる掛金納付期間：令和4年1月～令和5年12月)

- (3) 町税を滞納していないこと

■ 補助金

被共済者1人1か月の共済掛金(限度額を5,000円)に100分の20を乗じて得た額の12か月分とする。

年額12,000円を限度

■ 申請方法及び申請書類

以下の書類をそろえて期限までに提出して下さい。

- (1) 能登町中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書(兼)実績報告書
- (2) 退職金共済掛金払込明細書
- (3) 能登町中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書

※ 対象となる事業者には、共済からの報告をもとに、能登町から令和6年1月下旬に(1)～(3)の書類を郵送します。

また、能登町HPからもダウンロードできます。

■ 申請期限

令和6年2月末

※詳しくは、町のホームページでご確認下さい